

三重県立熊野古道センター指定管理者募集要項への質問及び回答

【質問1】 質問項目 募集要項 P15 8(4)ウ

「提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします」とありますが、使用の際は事業者の独自提案部分を公表することは、事業者の独自性を毀損することとなる可能性があるため、事前に事業者へ開示可能の可否を確認され、事業者が開示を許可した箇所のみを開示されるという認識でよろしいでしょうか。

【回答1】

提出書類について三重県情報公開条例（以下、「条例」）における公文書開示請求があった場合は、条例に基づき開示及び非開示とする箇所を県が判断し、情報公開の手続きを行います。

なお、対象書類の内容によっては事業者（応募団体）に対し条例第17条に基づく意見照会をする場合がありますが、これによって聴取した意見は参考意見であり、必ずしも事業者が開示して支障ない旨回答した箇所のみ開示するというものではありません。

その他、公文書開示請求に係る情報公開以外に提出書類を公表する必要性が生じた場合も、募集要項にて公表を前提として記載している書類及び情報を除き、同様に条例に準じて対応します。